

けば結構である。

六、社會奉仕或はひのきしんは日頃説く教理の裏付けともなるべきもので吾々に對する社會の人々の態度が一變し布教上種々な便宜がある

七、教内の信仰に生氣、新鮮味、躍動を與へることは絶大でとみに教勢増加の感がある、講演會を三回催すよりもひのきしんを一回舉行する方が効果が多い。

八、ひのきしんは無言の教であり相手を感化する力は説教するよりも強い、一宣教所では平均年十五回の説教又は講演をする。ひのきしんは甚だしい。ひのきしんデー増設の待望甚だ切なり

九、ひのきしん舉行地一千十六ヶ所の内ひのきしんを待望するものは一千十二ヶ所であつて二ヶ所は賛否交々、あと二ヶ所は待望せない(其の理由は不明である)待望せる一千十二ヶ所の内最も多いのは年二、三回の程度次は年一回で隔月毎週執行したいと云ふのが之に次いでゐる、ひのきしん週間設定の希望も都會には相當ある

## 逸話

過般のひのきしんを機縁として、一日中に數軒の匂掛けが出来或は半歳に互る腰痛のために奉仕に参加出来ぬかと残念に思つてゐた信徒が奉仕の前日立派な御守護を戴いて涙ながらに終日ひのきしんをさせて頂いた話、又絶對安靜の鐵則を嚴守して來た病人が「ひのきしんをせよ」との教會長の言葉を無理とは思ひつゝも命の儘に働いたところ何等の苦痛を感じぬ許りでなく其の後連日勞働するに従つて益々健全になつて一家大喜の一信徒の逸話等あるが詳細不明であるため今回は記載を控えて置くこと、しよう

# 天理教青年會規程

## 第一章 總 則

第一條 本會ハ天理教青年會ト稱ス

第二條 本會ハ本會ノ主旨ニ賛同スル男子ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ本部ヲ天理教教會本部所在地ニ置ク

## 第二章 目的及事業

第四條 本會ハ天理教教祖ノ理想ヲ體シ鞏固ナル信念ヲ涵養シ天理教ノ羽翼トシテ國家社會ニ貢獻スルヲ以テ目的トス

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達成スルタメニ左ノ事業ヲ行フ

- 一、時局又ハ天災地變等ニ際シ機宜ノ活動ヲナス
- 二、講演映畫及パンフレット等ニ依リ本教ノ教義ヲ宣揚シ以テ社會教化ニ裨益ス
- 三、海外布教及植民ニ力ヲ効シ併セテ本教世界の進出ノ促進ヲ計ル
- 四、其ノ他必要ト認ムル事業ヲ行フ

第六條 本會ハ本部所在地ニ於テ毎年一回總會ヲ開ク

## 第三章 役 員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會 長	一 名
理 事	若 干 名
參 事	若 干 名

第八條 會長ハ會務ヲ總理ス

第九條 理事及參事ハ會務ヲ處理ス

會務處理ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十條 會長ハ天理教教會本部役員ノ推薦ニ依リ管長ノ認可ヲ得タル者ヲ以テス

第十一條 理事及參事ハ會員中ヨリ會長之ヲ任命ス

## 第四章 會 員

第十二條 本會ニ入會セントスル者ハ會員申込書ニ住所姓名ヲ明記シ所屬分支會又ハ理事ヲ經由シテ本會本部ニ申込ムベシ

第十三條 本會會員ハ會費トシテ毎年金壹圓ヲ齎出スベシ

第十四條 本會會員ニハ會員章ヲ交附ス

第五章 分會及支會

第十五條 本會ハ地方ニ分會支會ヲ置ク

第十六條 分支會ニハ分支會長及其ノ他ノ役員ヲ置キ其ノ會務ヲ處理セシム

第十七條 分支會長ハ會長之ヲ任命ス

第十八條 分支會ハ本會ノ主旨ヲ達成スルタメ單獨ニ又ハ聯合シテ時宜ノ活動ヲ行フ

第十九條 前條ノ場合ハ豫メ本會本部ノ承認ヲ得ベシ 但シ應急ノ際ハ臨機ノ處置ヲ執リ其ノ旨本部ヘ報告スベシ

第六章 附則

第二十條 本會ハ天理教教會本部役員若干名ニ顧問ヲ囑託スルコトアルベシ

第二十一條 本會會則ヲ變更セントスル時ハ理事會參事會ノ議ヲ經テ直轄分支會長會議ニ諮リ會長ノ承認ヲ得テ管長ノ認可ヲ受クベシ

以上

天理教青年會會務施行細則

第一章 實務機關

第一條 本會諸種ノ事業ヲ企畫遂行シ實務ヲ處理セシムルタメ本會本部ニ左ノ機關ヲ設ク

- 計畫部
- 社會課
- 海外課
- 傳道課
- 事務部
- 庶務課
- 會計課

第二條 各課ノ取扱事項左ノ如シ

一、社會課

社會施設、社會活動、教外諸團體ニ對スル交渉應接ニ關スル件

一、海外課

海外布教、植民ニ關スル件

一、傳道課

講演、映畫、講習會、パンフレット、會報、會員募集ニ關スル件

一、庶務課

事情お運、總會、會議、例會、願書受理並ニ手續、文書通達並ニ保管、辭令、職印保管、會員名簿、用度、分支會教務支廳其ノ他トノ連絡ニ關スル件

一、會計課

金錢出納、豫算決算、備品保管ニ關スル件

第三條 部ニハ部長及副部长各一名ヲ置キ課ニハ主任各一名課員各若干名ヲ置ク

第四條 部長及副部长ハ理事ヨリ課主任及課員ハ參事ヨリ會長之ヲ任命シ其ノ任期ハ二ケ年トス但重任ヲ妨ゲズ

第五條 各課ニハ其ノ必要ニ應ジ會長ノ承認ヲ得テ助手若干ヲ置クコトヲ得

第二章 役員

第六條 本會會務施行ノ必要上左ノ會議制度ヲ設ク

一、常務委員會

一、理事會

一、參事會

一、直轄分支會長會

第七條 常務委員會ハ常務委員ヲ以テ組織ス

一、常務委員ハ實務機關ノ各部長副部长及課主任ヲ以テ之ニ充ツ

二、常務委員會ハ各部課ノ關係事項ヲ合議處理シ其ノ施行一切ノ事項ニ就キテハ其ノ責任ヲ連帶スルモノトス

三、常務委員會ニ於テ決議シタル事項ハ理事會ヲ經テ會長ノ承認ヲ仰ギタル上實施スルモノトス

四、常務委員會ハ毎月一回定時開會スル外必要ニ應ジ開會ス

第八條 理事會ハ理事ヲ以テ組織ス

一、理事會ハ常務委員會ヨリ其ノ企畫ニ就テ報告ヲ受ケ又ハ必要ニ應ジ之ニ關スル協議ヲナシ其ノ實施ニ際シテハ助成監察ノ任ニ當ル

二、理事會ニハ其ノ助成監察ノ任ヲ達成スルタメ調査課ヲ附設ス

三、調査課ニハ課員若干名ヲ置キ諸般ノ調査ヲ行ハシム

四、調査課ノ課員ハ參事ヨリ會長之ヲ任命シ其ノ任期ハ二ケ年トス 但シ重任ヲ妨ゲズ

第九條 參事會ハ參事ヲ以テ組織シ直轄分支會長會ハ直轄分支會長ヲ以テ組織ス

一、參事會及直轄分支會長會ハ時宜ニ應ジ常務委員之ヲ召集ス

二、參事會及直轄分支會長會ハ常務委員會ヨリ其ノ執行事項ニ關シ報告ヲ受ケ又ハ其ノ協議ニ參

與ス

### 第三章 地方活動

第十條 本會ノ地方活動ハ原則トシテ各教務支廳ヲ中心トシテ之ヲ行フ

第十一條 本會ノ地方ニ於ケル活動ニ就キ其ノ指導ヲ受クルタメ各教務支廳長ニ地方顧問ヲ囑託ス

第十二條 本會ハ左ノ者ヲ地方評議員ニ囑託シ地方活動ニ參與セシム

一、各教務支廳書記

二、地方會員中ヨリ本會ニ於テ選定シタル若干名

第十三條 地方顧問及地方評議員ハ會長之ヲ囑託ス

前條第二號ノ地方評議員ハ其ノ任期ヲ二ケ年トス 但シ重任ヲ妨ゲズ

以上

昭和七年十月二十一日印刷  
昭和七年十月二十六日發行

編輯兼 發行者	奈良縣丹波市町三島 天理教青年會本部
右代表者	喜多秀太郎
印刷所	奈良縣丹波市町川原城 天理教々々印刷所
右代表者	東井三代次

終

